

京都市情報公開審査会答申第80号の概要

答申年月日	平成19年6月14日
請求内容	家屋課税台帳及び家屋名寄帳
所管課	中京区役所区民部固定資産税課
所管課の決定	非公開決定
所管課の主張	<p>1 京都弁護士会館の家屋課税台帳は、市町村が、固定資産の状況及び価格を明らかにするため、備えなければならないもので、台帳に登録すべき事項は、京都弁護士会館の所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、所有権の登記名義人の住所及び名称、固定資産税及び都市計画税の課税標準額並びに価格（評価額）等である。</p> <p>2 京都弁護士会館の所有者である京都弁護士会の家屋名寄帳は、市町村が備えなければならないもので、家屋課税台帳に基づいて、同一の所有者が同一区内に所有する全ての家屋をまとめて記載した帳簿である。京都弁護士会が、所有している家屋に係る家屋課税台帳記載事項及び税相当額が記載されている。</p> <p>なお、本件公文書を閲覧することのできる者については、納税義務者又はその同意を得た者等に限定されている。</p> <p>3 条例第7条第2号に該当することについて</p> <p>(1) 本件公文書は、固定資産税賦課のために調製されているもので、家屋の価格、課税標準額及び税相当額とともに、賦課対象物件の概要や賦課対象者等の情報が一体として記載されているものである。</p> <p>(2) 法人の資産の具体的価額や保有状況等の情報は、法人の財務状況推測の材料となるものであるとともに、法人内部において管理され、通常、外部の者が知り得ないものであり、公開することは、当該法人の正当な利益を明らかに害すると認められるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>4 条例第7条第7号に該当することについて</p> <p>(1) 租税は、国又は地方公共団体が、公権に基づき徴収するものであるから、租税を賦課する場合には、納税義務者の秘密を守り、その利益を保障しなければならない。</p> <p>(2) 地方税法第22条は「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する」と定めている。同条にいう「秘密」とは、他人に知られたくないことについて客観的に相当の利益を有するものと解されるが、本件公文書は、納税義務者の資産状況が明らかになるものであり、同条にいう「秘密」に該当すると考えられる。</p> <p>(3) 以上のことから、本件公文書の公開は、法第22条の規定に抵触するため、条例第7条第7号に該当すると判断した。</p>
不服申立人の主張	<p>1 京都弁護士会は、弁護士会館の建設工事費用として、京都市、京都府、府下市町村等から多額の補助金を受けたり、弁護士会館を裁判所敷地に建てるなど、特権待遇を受けている。建設補助金獲得後も、同会は更なる特権を求め、弁護士法に言う非行を組織的計画的に行っている。</p> <p>2 弁護士会館に対する固定資産税免除の理由は、理由とは言えないものであり、これを問わないままの税処分には重大な懈怠と過誤があり、違法である。法第22条は言うに及ばず、条例第7条第2号にも該当しない。</p>

	<p>3 京都市は公金で特権を助長し、税の公平はない。約380名への利益供与に他ならず、本件公文書を非公開とすることは、その共犯行為であり、公序良俗に反する。</p>
<p>審査会の判断</p>	<p>1 条例第7条第2号該当性について</p> <p>(1) 一般に法人の資産の価額や保有状況等の情報は、法人の財務状況が推測できる材料となるものであるとともに、法人内部において管理され、通常、外部の者が知りえないものである。本件公文書に記載されている事項についても、不動産登記簿等で既に明らかにされている情報を除いて、一般に知られておらず、公開すると法人の事業活動上の利益を害するおそれがある。</p> <p>(2) しかしながら、京都弁護士会は、司法制度の根幹を形成する弁護士法に基づき設立され司法制度の中で公的な役割を担う法人である。さらに、京都弁護士会は、京都弁護士会館が弁護士会の目的とその職務の遂行のために建設され、京都市民の人権擁護とその権利の伸長に寄与するなど公共性を有する施設であるとして、京都市に対し、固定資産税の課税免除を申請している。京都市は、当該申請を受け、地方税法、京都市市税条例等の諸規定に基づき、当該施設の公益性を認め、課税を免除していることが認められる。</p> <p>(3) 以上のように、京都弁護士会が公的な法人として位置付けられていること及び京都弁護士会館が公益性を有する資産であることを考慮すると、本件公文書に記載されている事項は、法人の資産の価額や保有状況等の情報であるが、公開することにより、京都弁護士会について、競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するとまでは言えない。</p> <p>(4) 以上のことから、本件公文書について、条例第7条第2号には該当しないと判断する。</p> <p>2 条例第7条第7号該当性について</p> <p>(1) 地方税法第22条は、「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。」と定めている。この法第22条にいう「秘密」とは、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得た情報のうち、一般に知られておらず、他人に知られないことについて、客観的に相当の利益を有する事実をいうと解される。</p> <p>一般に法人の資産の価額や保有状況等の情報は、前記1(1)のとおり、他人に知られないことについて、客観的に相当の利益を有する事実であると言える。</p> <p>(2) しかしながら、本件公文書に記載されている事項は、前記1(2)のとおり、公益性を有する資産の情報であることから考えると、京都弁護士会にとって他人に知られたくないことについて、客観的に相当の利益を有する事実であるとは言えない。また、本件に関する限り、前記(2)オのとおり、京都市として課税を免除している京都弁護士会の資産の情報について、納税者である市民に対し、明らかにする必要のあることから考えると、法第22条にいう「秘密」に該当すると解釈するのは相当ではない。</p> <p>(3) 以上のことから、本件公文書について、条例第7条第7号には該当しないと判断する。</p>